

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 30 日

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルフ支援センター

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。

つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までに FAX にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、令和 5 年度より毎週火曜日も開催することとなりましたことを申し添えます。

記

イ ベ ン ト 名	県庁昼食・展示販売【令和 6 年 1 ～ 3 月開催分】
募集事業所数	昼食販売：1 事業所 展示販売：2 事業所 （予定）
販 売 日 時	*販売日 1 月 ... 火曜日： 16 日、23 日、30 日 木曜日： 18 日、25 日 2 月 ... 火曜日： 6 日、13 日、20 日、27 日 木曜日： 1 日、 8 日、15 日、22 日、29 日 3 月 ... 火曜日： 5 日、12 日、19 日 木曜日： 7 日、14 日 *販売時間 11:30～13:00
販 売 場 所	岐阜県庁 2 F 物販スペース
申 込 期 限	令和 5 年 12 月 20 日（水）必着
備 考	・昼食販売は、昼食（お弁当、パン等）の販売をお願いします。 ・試飲・試食は不可です。 ・申込状況によっては、展示販売のみとなる場合もあります。 ・やむを得ず、当販売イベントを中止または延期する場合がありますので、ご承知おきください。

◎コンプライアンス（法令遵守）について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称 PL 法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。
- ・食品を取り扱う事業所は、販売前に賞味期限の誤記載がないかの再確認をお願いします。

◎お申し込み方法について

- ・添付書類『令和 5 年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込期限までに下記の番号に F A X してください。

※別添『令和 5 年度イベント出店申込書』の出店日の欄に、出店を希望する日に○をつけて下さい。

F A X 番号 0 5 8 - 2 7 5 - 4 8 8 8

◎販売方法について

- ・各事業所の販売員による対面販売、個別会計をお願いします。
- ・のぼり旗や看板等を持参する場合は、県庁に事前の申請が必要になりますので、出店申込書の特記事項にご記入ください。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第 5 条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の 5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL 058-201-1561

FAX 058-275-4888

担当：山田

令和5年度イベント出店申込書

[illegible]

令和5年12月20日(水)必着

岐阜県セルプ支援センター山田行き
FAX 058-275-4888